

## 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花岡福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき並びに評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 同日に合わせて法人及び施設運営等のために業務にあたった場合は、本条の報酬及び実費弁償費は支給しない。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導、又は監査の業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費を超える場合は、その実費とする。

### (報酬の支給及び方法)

第5条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬は、その全額を通貨で直接支給するものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支給するものとする。

- 2 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員本人が報酬の全部又は一部につき、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支給するこ

別表 1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等（日額）	5 0 0 0 円	旅費 1 km 40 円
評議員会出席報酬等（日額）	5 0 0 0 円	旅費 1 km 40 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等（日額）	5 0 0 0 円	旅費 1 km 40 円

別表 2

名称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等（日額）	5 0 0 0 円	旅費 1 km 40 円
監事監査指導報酬等（日額）	5 0 0 0 円	旅費 1 km 40 円
常勤理事業務報酬等（月額）		

別表 3

旅費	宿泊費	報酬（日額）	その他
実費	1 5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	実費